

# 東日本大震災復興特別区域法が成立！

～ 被災地の早期復興に向けて ～

県土整備企画室

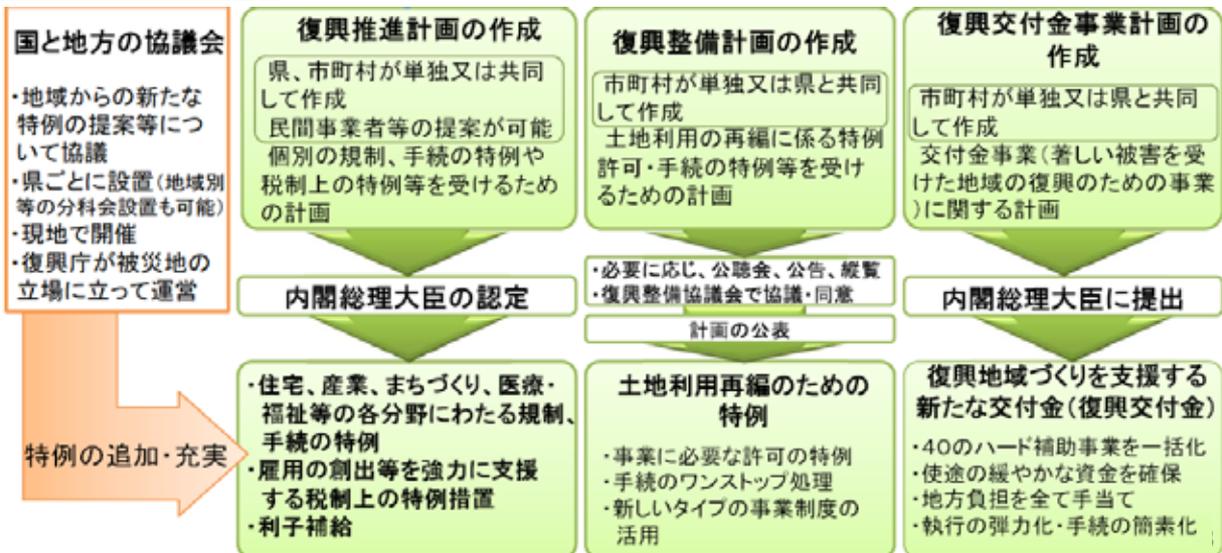
平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波から9ヶ月余りが経ちました。

東日本大震災津波からの早期復興に向けて、国会で審議が続けられていた東日本大震災復興特別区域法（以下、「特区法」という。）が12月7日に成立しました。

特区法は、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画で構成され、計画の認定等により、個別の規制・手続の特例や税制上の特例、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等の措置が講じられるほか、復興地域づくりを支援するための東日本大震災復興交付金の交付等が行われます。

県としては、被災地の早期復興に向けて、一刻も早く特区申請ができるよう市町村や関係機関と調整を進めていきます。

## 特区法の枠組み



## 東日本大震災復興交付金の概要

